

広島市文化財団が管理する施設の利用の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、臨時休館及び一部サービスを休止していましたが、下記のとおり一部を除き、施設利用を再開します。

各施設の完全な利用再開時期やサービスの内容は、今後の感染の状況や当該施設の状況等によります。

記

1 引き続き臨時休館する施設

- (1) 広島城
- (2) 広島市郷土資料館

2 一部開館している施設（5月19日（火）から変更がない施設）

- (1) 広島市現代美術館（ミュージアムスタジオ、図書コーナー、ビデオコーナー、ミュージアムショップは利用不可）
 - (2) 広島市立中央図書館
 - (3) 5-Days こども図書館（広島市こども図書館）
 - (4) 広島市区図書館（8館）
 - (5) 広島市佐伯区図書館湯来河野閲覧室
 - (6) 広島市まんが図書館
 - (7) 広島市まんが図書館あさ閲覧室
 - (8) 広島市映像文化ライブラリー（ホールの利用人数は当面46名以内とする。）
- 図書館では、予約資料の受取、返却のみ利用とし、資料の閲覧、座席の利用は当面利用不可とする。

3 全面開館する施設（5月22日（金）～）

ただし、施設の利用に当たっては、当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に準じた取扱いを要請する。

- (1) JMSアステールプラザ
- (2) 広島市区民文化センター
- (3) 公民館（71館）
- (4) 合人社ウェンディひと・まちプラザ（まちづくり市民交流プラザ）
- (5) 広島市青少年センター
- (6) 広島市中央勤労青少年ホーム
- (7) 広島市安佐勤労青少年ホーム
- (8) 広島市佐伯勤労青少年ホーム
- (9) 広島サンプラザ(ホール)・・・文化教室の使用は7月1日（第2四半期分）からとする。

4 一部開館する施設（5月22日（金）～）

- (1) 5-Days こども文化科学館（広島市こども文化科学館）
体験型展示主体の1階、2階等の利用は当面不可とする。
また、プラネタリウムの利用人数は当面1回当たり40名以内（1日3回上映）を継続する。
 - (2) 広島市江波山気象館
 - (3) スマジ交通ミュージアム（広島市交通科学館）
 - (4) 広島市青少年野外活動センター
 - (5) 広島市こども村
 - (6) 広島市三滝少年自然の家
 - (7) 広島市グリーンスポーツセンター
 - (8) 広島市似島臨海少年自然の家
- 体験型展示の一部等の利用を当面不可とする。
- 施設の利用に当たっては、当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に準じた取扱いを要請する。
また、宿泊施設の利用は当面不可とする。

※ なお、詳しい内容については、各施設のホームページをご覧ください。直接、各施設へお問い合わせください。

4 その他

広島市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年5月8日に下記のとおり「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を改訂しました。

当財団の施設の利用及び各事業等の開催の可否、事業等を開催する場合の感染予防対策については、当面の間、この基本方針のとおり取り扱います。

令和2年5月8日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（5月8日改訂）

政府は、5月4日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく全国への緊急事態宣言を5月31日まで延長し、人と人との接触制限の要請を継続する一方で、長丁場となることを前提に「新しい生活様式」の徹底を図った上で、感染が抑制されている地域では、外出自粛や施設使用制限の一部を緩和し、社会経済活動を部分容認する方向性を打ち出した。また、広島県は、5月5日、感染が一定範囲に抑えられていることや医療提供体制が確保できていることを前提とし、徹底した行動変容の要請によるまん延防止対策を継続した上で、住民、事業者に対する制限を段階的に緩和することとした。

こうした中、本市では、これまでクラスターの発生などにより80名を超える感染者が確認されているものの、4月下旬以降、感染経路が特定できない感染者の発生が抑えられていることや、県内の感染者が入院する病床が確保されていることを勘案し、国が示す「新しい生活様式」の徹底を図った上で、5月18日以降の広島市主催*のイベント等の開催については、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の取り扱いについて

- 開催するイベント等については、以下のとおりとするが、クラスターが発生するおそれのあるもの（大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声援を伴う運動のイベント等）や「三つの密」のある集まりについては、中止又は延期する。
 - ・ 比較的少人数（最大でも50人程度）のイベント等については、感染防止対策を講じた上で開催する（ただし、広島県が「まん延の状況」をレベル2に移行するまでの間は、屋外のイベント等のみを開催する）。
 - ・ 上記に該当しないものや他の都道府県からの人の往来を伴うもので、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難な場合は、少なくとも下記2の感染防止対策を確実に実施した上で開催する。
- なお、開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと、持病のある方や妊婦など、健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。

2 感染防止対策

- 入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保等の基本的な感染対策を徹底する。
- 別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」や、「新しい生活様式」の実践例を参考にイベント等の特性に配慮した対策を工夫して行う。
- 食事を提供する場合は、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行するほか、大皿での取り分けの自粛、座席の間隔や配置などに留意した上で行う。

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡を取り、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。